

令和6年12月18日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業法令遵守ガイドラインの改正案」及び
「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改正案」
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年11月13日から令和6年11月19日まで、「建設業法令遵守ガイドラインの改正案」及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改正案」に関する意見の募集を行いましたところ、計10件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめたので、公表いたします。なお、本件と直接関係のない御意見につきましては、お答えすることを差し控えさせていただきますので御了承ください。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人建設業者の増加により、近隣環境（騒音・振動・粉じんなど）に配慮するといった、今まで当たり前であったことが蔑ろにされていることを最近耳にするようになった。ガイドラインは下請を守る意味合いが強いと思うが、これまで暗黙の了解としていたことが通じなくなってきているので、下請側の違反及び罰則事例も掲載した方がよい。 ・ 外国人建設業者が日本語のガイドラインを理解することは難しいため、英語や中国語などに訳したものを作成した方がよい。 	<p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>建設業法第20条の2第2項のおそれ情報について疑問点があるため、ガイドラインに明記いただきたくコメントさせていただきます。</p> <p>民間の発注は、公共のそれとは異なり、発注者自らが積算することはなく（能力がない場合が多数）、複数の受注予定者から見積を受領し受注者を決定しております。</p> <p>発注者が受注予定者へ見積を依頼する際は、著しく短い工期とならない程度に発注者が希望する完成期限で見積を依頼することとなり、受注予定者から提出される見積には、例えば3～5年の工期であれば、それに耐えうる資材や労賃を加味した（ある程度のリスク費が見込まれた）見積金額が提示され、最も経済的な見積金額を提示した受注予定者の金額で投資判断（借入金を含め）を行い、請負工事契約を締結している現状があります。</p> <p>このような現状のなか、おそれ情報の内</p>	<p>ご指摘の通り、請負契約の締結に際しては、可能な限りリスクを見込んで請負代金等を設定すべきであり、契約締結当初に発生とその影響が予見される内容については請負代金や契約内容に盛り込んでおくべきものと考えられます。</p> <p>注文者におそれ情報を通知する際には、建設業者は当該おそれ情報に係る書面を当該契約の見積書に添付すること等により行うよう定めたところ、この見積書については今般の法改正において、必要な経費の内訳を明示した内容にするよう努めることが求められることとなりました。今後は、適正な見積書を取り交わす契約慣行の定着に向け、官民一体となった取組に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、工期全体あるいはその間に生じうる物価高騰を見越して見積・契約締結を行うことは、契約の安定性を確保し契約当事者間での予見可能性を高めることから望ましい対応と考えられますが、一方で、そうした見積もりに基づいている</p>

	<p>容が発現した場合、両者適切に協議に臨むこととなりますが、発注者には当初見積金額＝契約金額にどれくらいのリスク費が見込まれていたのか確認する術がなく、おそれ情報との2重協議を受けてしまう可能性を否定できません。また、税金と異なり、おそれ情報の発現で新たに借金を行うこと（金融機関との協議）、発現時期が後期になることが予想されるなか完成間近で協議がまとまらず契約解除となってしまうこと（新たな契約で諸経費も増）は、現実的ではありません。これを解決する方法をガイドラインに明記いただけないでしょうか。</p> <p>また、仮に完成までに例えば7年から10年を要する工事で、発注者・受注予定者ともに金額が高額となることを理解したうえで、工期全体あるいは5年目までの資材や労賃の物価を見込んだ見積金額での競争を行い、契約を締結した場合、建設業法に抵触することとなるのか、明示をお願いいたします。</p>	<p>ことを理由に「それ以上の変更は契約後は認めない」とする契約は建設業法第19条第1項に違反するものであります。</p>
3	<p>2 書面による契約締結 2の1(2)において、</p> <p>「工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め」の内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「変更しない」あるいは「変更を認めない」のように、協議を前提としない規定である場合には、価格等の変動等を受けた適切な請負契約の変更を円滑化する建設業法の趣旨に沿うものとは言えず、建設業法第19条第1項に違反する。とありますが、例えばGMP（最大保証価格）契約など変更額に上限を設ける契約は、上記趣旨に沿っており、建設業法に違反しないとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>例えば極端な例として、10億円の工事</p>	<p>「算定方法に関する定め」として、変更協議を前提としている限りにおいては、双方合意の上であらかじめその変更額に上限を設ける契約が直ちに建設業法第19条に違反するものとは考えられません。ただし、変更上限額と契約額の幅がきわめて僅少な場合など、実質的に協議を認めていないと考えられる契約については、同法に違反する可能性があると考えられます。</p>

	<p>で「10億1000円を上限価格として請負代金の変更を協議するものとする。」といった記載が為されるケースが想定されるため、実務上どこまでを適法とすべきか確認させて頂きたいと思います。</p>	
4	<p>1. 発注者・受注者 新旧対照表 P22 L15 【意見】 ・「これらの価格転嫁は、」のあとに、「出発点である発注者への全額の価格転嫁を前提に、」を追記頂きたい。 これが困難であれば、 ・発注者・受注者 新旧対照表 22 ページの 27 行目の後ろに、「なお、建設事業においては、この全額転嫁についても、上記のとおり、発注者・元請負人・下請負人を問わず、サプライチェーン全体で取り組む必要がある。」と追記いただきたい。</p> <p>【理由】 ・発注者・受注者 新旧対照表 22 ページの 25 行目の「全額転嫁」が、出発点である発注者を含めたサプライチェーン全体で取り組むことを明確にする必要がある。</p> <p>2. 発注者・受注者 新旧対照表 P11 L3 【意見】 以下のカッコ部分を追記していただきたい。 ・・・・、公共工事標準請負契約約款（電力・ガス・鉄道等の民間企業の工事の請負契約においては本約款を使用）に沿った請負契約及び各発注者が定めるその運用基準に基づき協議の対応を行うことが原則であることに留意が必要である。</p> <p>【理由】 当該箇所は「公共工事における取り扱い」について記載した箇所であるため、</p>	<p>1. 発注者に向けた「メッセージ」として、「発注者は、元請との価格交渉においては、その先（下請）も含めたサプライチェーン全体の適正価格設定の必要性を意識すべき」としている労務費指針を引用しています。</p> <p>2. 当該箇所は「おそれ情報」の通知やそれを受けた協議の実施方法に関する公共発注工事の取り扱いについて特筆した部分であり、いずれの主体がどういった約款を使用すべきかという議論をしているものではございませんので、ご意見に対応する内容としては、適正な請負代金・工期の設定やそのための契約変更について公共・民間工事問わず言及がございますガイドライン5.（1）の記載が該当するものと考えられます。</p>

JR、電力、ガス、鉄道等の民間工事においても、公共工事標準請負契約約款に基づいた協議の対応を行うことが原則であることを明確化しないと、公共工事のことであるとして、見過ごされる可能性があるため。

3.

【意見】

今回の改正は、発注者、元請事業者、下請事業者それぞれに深く関わる重要な改正であります。運用ルールの案が示されてから施行までわずか半月程度という期間の中で、幅広い関係者が十分な準備を整えることは非常に困難であると思料します。

このような状況をご賢察のうえ、貴省におかれましては、施行に際して、建設業界はもとより、発注者とりわけ民間発注者・団体に対しましても十分な周知を行っていただきますとともに、改正法の趣旨を踏まえた的確な運用が定着するように建設業者等に対する十分な支援や適切な配慮等を行っていただきますことをお願いいたします。

4. 発注者・受注者 新旧対照表 P3 L7

【意見】

「ア. 発注者から受注予定者に対する通知」の該当事由「1 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象」における「地中の状態に起因する事象」には、「文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査とその結果に基づく対策等の事象」等法令上の要請による事象も含まれることを明文化して頂きたい。

【理由】

「文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査とその結果に基づく対策等の事象」等の

3. 施行と実際の請負契約の締結交渉・締結との前後関係を勘案し、施行直後は制度を柔軟に運用する旨周知をおこなっています。

また、今般の一部施行に合わせて、建設業者・発注者の双方を対象に全国での説明会を開催するほか、あらゆる機会を捉えて新しい制度の周知にも努める予定でございます。

4. ご意見を踏まえ、修正をおこないました。

法令上の要請による事象も「地中の状態に起因する事象」に含まれることを明文化することにより、通知対象範囲についての発注者判断基準の明確化に資するため

5. 発注者・受注者 新旧対照表 P3 L28
【意見】

「イ. 受注予定者から発注者に対する通知」に、受注予定者からのおそれ情報の通知について、19条1項7号の不可抗力に関することも記載すべき。また、「工事施工環境の条件（ハザードマップ範囲内の河川に係る又はその付近で施工する工事であるため大雨などの非常時には工事実施に影響が出やすい等）」の記載も追記していただきたい。

【理由】

建設業法20条の2のおそれ情報の規定には、19条1項7号の不可抗力に関する事例も対象であることから、不可抗力に起因する事象も対象であることが読み取れるようにすべき。

6. 発注者・受注者 新旧対照表 P3 L28
【意見】

落札決定から契約締結までの期間で1、2の情報を通知することは時間的に厳しい。
着工までに通知すれば足りるなど、柔軟な運用をお願いしたい。

5. 建設業法第20条の2第2項に基づき受注予定者が通知すべき事象の具体例として挙げた事象のうち、資機材又は労務に関する価格高騰以外の事象（資機材の供給不足・遅延、労務の供給不足）は、建設業法第19条第1項第7号の不可抗力に関する事項として想定しており、原案においてもご意見に即したものとなっているものと考えられます。

また工事施工環境の条件（ハザードマップ区域内）及びそれにより想定される工事施工への影響については、「ウ. その他工期等に影響を及ぼす事象」として「むしろ発注者と受注予定者双方が契約前につぶさに確認するといった対応により発生を相当程度防ぐことができるもの」であり、ハザードマップ範囲内であることにより工事施工への影響の可能性があるのであれば、契約締結に先立ち発注者と受注予定者が十分に現場確認すること等により工期や請負代金といった契約内容に反映することが求められるものと考えられます。

6. 本規定の趣旨は、契約を締結するにあたって、最大限受発注者がその時点で把握している情報に基づきその内容を盛り込むべきということを前提としつつ、契約時点で反映しきれないもののその内容に及ぼす影響の大きい不確定要素をあらかじめ共有しておき、円滑な契約変更を可能

<p>【理由】 落札決定から契約締結までの期間で明らかになる事象は少ない。</p> <p>7. 発注者・受注者 新旧対照表 P5 L20 【意見】 「～明示することが必要である。」の後に「なお、受注者が把握している範囲で公表資料を示せば足り、おそれ情報の通知のために新たな調査、資料収集等をする必要はない」などと追記していただきたい。</p> <p>【理由】 把握している範囲で提供すれば足り、新たな調査は不要であり、受注者に過度の負担を課すものではないことを明確にするため。 なお、公表資料等客観資料を提示しても、発注者に知見がないなどの理由で「真偽を確認することが困難」＝根拠情報に該当しないと主張されるおそれがあるため、客観的情報で足りるという点を明確化すべきと考える。</p> <p>8. 発注者・受注者 新旧対照表 P5 L26 【意見】 入札方式を採用する一部民間工事における通知のタイミングについては「発注者が入札実施段階にそのタイミングを定め、かつ、発注者が確認することのできる時間的猶予をもって判断・通知す</p>	<p>とするというものです。当該趣旨は公共工事においても変わるものではなく、受注を予定している場合は入札参加段階から想定されるリスクについての検討を行うなど、契約締結までに提出できるように対応いただきたく存じます。</p> <p>なお、通知をしなくても契約上の「変更方法の定め」に基づく協議は可能であり、その場合、公共工事においては入契法の規定により誠実な協議応諾の「義務」が発注者に課せられることとなっております。</p> <p>7. ご意見を踏まえ、修正をおこないました。</p> <p>8. まずは発注者に都度確認すべきものであると考えられます。そのうえで、タイミングが明確に定められない場合は、契約締結までの時点で、かつ、発注者が確認することのできる時間的猶予をもって判断・通知す</p>
--	--

<p>あるが、発注者がタイミングを定めない場合には、どのタイミングで通知すべきかを明記していただきたい。</p> <p>【理由】 本ガイドラインが発注者を強制する効果はない以上、発注者がタイミングを定めないケースが想定されるため。</p> <p>9. 発注者・受注者 新旧対照表 P6 L13 【意見】 「おそれが特に予想される場合には」⇒「おそれがある場合には」としていただきたい。</p> <p>【理由】 「おそれ」自体が「予想」の概念を含んでいると思われるため。</p> <p>10. 発注者・受注者 新旧対照表 P9 L22 【意見】 「よって、受注者においても、同項による事前の通知とは別途、契約締結後に生じた原因により契約内容を変更する可能性がある場合には、あらかじめ発注者にその旨を通知しておくことが望ましい。」を 「よって、受注者においても、同項による事前の通知とは別途、契約締結後に生じた原因により契約内容を変更する可能性がある場合には、変更の可能性が生じてからなるべく早い時期に発注者にその旨を通知しておくことが望ましい。」と修正していただきたい。</p> <p>【理由】 「あらかじめ」という表現だと時期があいまいなので、なるべく早く通知するという表現にした方がよいと思われるため。</p>	<p>ることが望ましいものと考えられません。</p> <p>9. ご意見を踏まえ、修正をおこないました。</p> <p>10. ご意見を踏まえ、修正をおこないました。</p>
---	---

<p>11. 発注者・受注者 新旧対照表 P10 L14</p> <p>【意見】 「…一方的に受注者の主張を否定したり」の後にかっこ書きで「否定する合理的根拠を示さない場合を含む」を加えていただきたい。</p> <p>【理由】 物価上昇等の変更協議の場では、協議に応じないわけでも打ち切るわけでもなく、また、一応の書面応答もするものの、合理的な資料等の根拠なく過去の経験等から否定されるケースもある。合理的な根拠資料や理屈等をもってやりとりしなければ一方的な否定となることを明記するため。</p>	<p>11. 「合理的根拠を示さない場合を含む」とした場合、提示された当該根拠が合理的か否かの判断が困難となり、かえって交渉の長期化等を招く可能性が懸念されますので、制度趣旨にそぐわないものと考えられます。</p>
<p>5 元下ガイドラインでは、2-1（2）に「また書き」「なお書き」の記述を追加し、請負代金額の算定方法についての契約書への記載方法を明らかにしています。更に、（5）の記述に追加された「従って、」以下の記述において、「約款22条に相当する内容が規定されていない契約は、建設業法第19条第1項に違反する」と明記されているため、約款を使用するか、同様の条項を含む契約書を使用すれば、建設業法違反とならないことがはっきりと読み取れます。</p> <p>一方、受発注者ガイドラインでは、元下ガイドラインと同様に、2-1（2）の記述に「また書き」「なお書き」の記述を追加し、請負代金額の算定方法に関する契約書への記載方法を明らかにしています。しかし、元下ガイドラインとは異なり、「民間約款31条に相当する内容が規定されていない契約は、建設業法第19条第1項に違反する」といった記述がないので、どのような内容の契約をすれば建設業法に違反しないのかが分かりにくくなっているように思われます。</p> <p>建設業法19条1項は、「請負契約の当事</p>	<p>ガイドライン11ページ及び12ページにおいて、「民間工事では民間約款に沿った内容の契約を結ぶことが基本」であり、「契約変更に関する条項を削除することは受注者に片務的」であること、場合によっては建設業法第19条の3違反となることを規定している部分において、ご指摘の趣旨に即した記載がなされているものと考えております。</p>

	<p>者」を対象としており、受発注者と元下の区別なく適用されることから、記述の平仄を合わせて頂いた方が、読む立場として分かり易くなると考えられます。</p>	
6	<p>以下のとおり、受発注者間ガイドラインと元下間ガイドラインの記載に食い違いがあります。</p> <p>「追加工事等に伴う追加・変更契約」に記載の行為事例について</p> <p>受発注者間ガイドラインでは事例4は19条2項違反と記載されていますが、元下間ガイドラインでは事例7（上述の事例4と同じ内容）は同項に違反するケースに含まれていません。当該事例は同項違反には該当しないのではないのでしょうか。</p> <p>また、元下間ガイドラインの事例掲載直後にある「上記1から6のケースは、いずれも建設業法第19条第2項に違反する。また、2から5のケースは必要な増額を行わなかった場合、6及び7（6のケースは契約どおりの履行を行わなかった場合に限る。）は同法第19条の3に違反するおそれがある。」の「また」以降の表現は少し言葉足らずではないのでしょうか。</p> <p>「工期変更に伴う変更契約」に記載の行為事例について</p> <p>同様に、受発注者間ガイドラインでは事例2は19条2項違反と記載されていますが、元下間ガイドラインでは事例3（上述の事例2と同じ内容）は同項に違反するケースに含まれていません。当該事例は同項違反には該当しないのではないのでしょうか。”</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正をおこないました。</p>
7	<p>『発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン改訂』新旧対照表 5ページ目より、抜粋</p> <p>【そのため、おそれ情報を通知するか否かや通知する情報の範囲は、工事の内容</p>	<p>「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」5ページにいう、「おそれ情報を通知するか否かや通知する情報の範囲は、工事の内容や見積もった工期に応じて下請負人自ら判断してよ</p>

や見積った工期などに応じて受注予定者自ら判断してよいが、建設業法第20条の2第2項における「事象が発生するおそれがあると認めるとき」の規定ぶりを踏まえれば、おそれ情報の通知から当該事象の発生までには相当程度の期間があるものと解され、工期の比較的短い工事においてそのようなおそれが発生することは一般的には想定しにくいと解すべきである。】

上記抜粋部分について、建設業法第20条の2第2項の「主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象」部分の該当性について「基本的には、予見可能な時期から事象発生までに相当程度の期間を有するものに限る」旨に限定される解釈を許すものとなり得ますが、国交省においてはその認識で相違ないでしょうか。

※国際状況の急激な変動等のケースにおいては、予見から事象発生まで短期間となることは、ここ数年の状況で珍しくなかったと考えますが、上記解釈はそのようなケースを除外しかねません。

そのような解釈を許容するものではない場合、ガイドラインにその旨を明記するか、または本パブコメへの回答にて明らかにしていただきたく思います。

また、そのように縮減的な解釈を許容した結果、資材価格の高騰や工期への影響を及ぼす事象が生じた際に、当該条項に規定する事象が生じたわけではない、あるいは通知内容が当該条項が想定しているものではないとして協議を拒まれることが発生することは想像に難しくなく、最終的に原価割れした状態での工事施工を余儀なくされる従来状況が継続する

いが、建設業法第20条の2第2項における「事象が発生するおそれがあると認めるとき」の規定ぶりを踏まえれば、おそれ情報の通知から当該事象の発生までには相当程度の期間があるものと解され、工期の比較的短い工事においてそのようなおそれが発生することは一般的には想定しにくい」と記載しました趣旨は、同項において情報の通知が建設業者の義務とされている一方、建設業者によっては、その施行する工事が短期のものである場合等には当該通知が過重な負担となる場合が想定されることを踏まえ、「工期が比較的短く、その間におそれ事象の発生可能性が認められないのであれば、その判断において通知しないことも許容する」とするものでございます。従って「基本的には、予見可能な時期から事象発生までに相当程度の期間を有するものに限る」旨に限定される解釈」を示したものではありません。

次に、建設業法第20条の2第3項に基づき建設業者が請負代金等の変更の協議を申し出た場合に、発注者は正当な理由がある場合を除いて誠実にその協議に応じるよう努めることが求められ、協議開始自体を拒絶・遅延させることや、十分な議論なく協議を打ち切ること等は同条第4項の趣旨に反するものですが、受発注者双方同意の上で協議の結果として契約変更しないとするは許容されるものであり、受発注者での協議の状況をもって直ちに当該受注者（元請負人）がその下請負人との協議に誠実に応じることを免れるわけではございません。

おそれがあります。

それに対して、事後的な報告や通報を通じて行政の調査指導により解決する方法もあり得ますし、国交省としてはそれで問題なしと考えているのかもしれませんが、解決までの機動性に欠けるという問題が生じます。

そうした対処療法的な方法ではなく、事前に予防可能な手段を残しておかなければ、現実のスムーズな工事施工と労務費の確保や原価割れの防止という本改正の目的の両立は困難であると考えます。

そもそも総価での原価割れ等への対策については、従来の通報等々に基づく指導では追いついていなかったという現状こそが本改正の背景にあったはずで、この度の縮減的な解釈を許容することは、改正を骨抜きにしかねない、危ういものであると考えます。

そうした状況を回避するためにも、おそれ情報の通知が必要な範囲に関する解釈と、建設業法第20条の2第3項、第4項の協議と対応とが該当する範囲は別であるとして、協議への対応自体は第2項の解釈によらず生じるものである旨を明記する、あるいは本パブコメへの回答にて明らかにしていただきたく思います。

『建設業法令遵守ガイドライン改訂』新旧対照表

5ページ目より、抜粋

【そのため、おそれ情報を通知するか否かや通知する情報の範囲は、工事の内容や見積もった工期に応じて下請負人自ら判断してよいが、建設業法第20条の2第2項における「事象が発生するおそれがあると認めるとき」の規定ぶりを踏まえれば、おそれ情報の通知から当該事象の発生までには相当程度の期間があるも

	<p>のと解され、工期の比較的短い工事においてそのようなおそれが発生することは一般的には想定しにくいと解すべきである。】</p> <p>上記抜粋部分につき、上述の『発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン改訂』での指摘と同趣旨の指摘があたります。</p> <p>なお追加的なものとなりますが、価格高騰等の負担・転嫁は発注者を含めたサプライチェーン全体で取り組む（21ページ）べきとされているところ、発注者が上述のような理由で協議に応じないようなケースにおいても元請業者側（あるいは上位下請業者）にのみ協議対応義務を求めるのは均衡を失するため、対応義務の免除解釈がありうる旨の記載を明記すべきではないでしょうか。</p>	
8	<p>p. 3 「?下請負人がしわ寄せを被るためであり、?」 会話であれば、「しわ寄せ」といった言い方もありますが、この場合、 「?下請負人が不利益を被るためであり、?」が適当と考えます。 「しわ寄せ」は、p. 15にもあります。</p> <p>「元請負人がこれらの情報を把握しているにも関わらず」 「関わらず」は文字変換でこのように表示されるかもしれませんが、正しくは「拘わらず」です。 他にも何か所かありました。 一方で「かかわらず」としている部分があります。 「拘わらず」の漢字が難しいという理由であれば、表記を「かかわらず」で統一してはどうでしょうか。</p> <p>p. 4 「?使用頻度的に大宗を占める?」 「大宗」の用語が誤っていませんか。</p>	<p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>「?使用頻度的に大部分を占める?」という意味かと推察します。</p> <p>選択を表す接続詞は、法令では「又は」「若しくは」を使いますが、 (「若しくは」は、「又は」より下位の区分) このガイドラインには「あるいは」も何か所か出てきます。 用語を整理した方がよいと考えます。</p>	
9	<p>【発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改正案に関する意見】</p> <p>(項番 1. (2)ウ) 設計図書と工事施工環境の乖離などの情報の把握は、本来、発注者の責務であるとの記載があることから、 受発注者双方での確認の前に、発注者の責務であることをして協調して記載してください。</p> <p>(項番 2. 2-1(6)) 事前に受注者から発注者に通知している場合としていない場合で、誠実に協議に応じる程度が異なってもよいと誤解を受けおそれがあるため、修正してください。</p> <p>(項番 2. 2-1(8)) ①は建設業法第19条の3に違反している行為であると考えますので、その旨を言及してください。</p> <p>(項番 2. 2-3(3)) 「受注者が建設業法第20条の2第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえ、修正をおこないました。 ・ ご意見を踏まえ、修正をおこないました。 ・ 民間約款などを大幅に修正する例として挙げている①については、それ自体は建設業法第19条第1項違反ではございますが、これを通じて実際に変更を認めない行為が第19条の3(地位を不当に利用した原価割れ契約)に当たるかどうかは個々の契約の内容によるところであり、一律に判断できないものと考えられます。 ・ ご意見を踏まえ、修正をおこないました。

	<p>に基づき関連する情報を通知していた場合を含め」については、通知の有無に関わらず建設業法に違反すると考えられますので、「受注者が建設業法第20条の2第2項に基づき関連する情報の通知を通知していた場合のみならず、当該通知をしていない場合も含め」と記載してください。</p> <p>(項番 4⑥) ⑥について、通知を行わなかった場合についても追加して記載してください。</p> <p>(項番 4(1)) (1) 不当に低い請負代金の禁止の定義 一段落目の記載を次のように改めてください。 「建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」とは、発注者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を受注者と締結すること、および契約締結後に資機材価格の高騰や労務費の上昇があり、それによって原価が請負金額を上回った場合に、発注者が必要な変更契約を締結せず、工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額で施工させることを禁止するものである。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえ、修正をおこないました。 ・ ご意見を踏まえ、修正をおこないました。
10	<p>今回の建設業法改正により請負代金の変更方法を契約書記載事項としたことに伴う標準契約約款での同変更方法の明定など、今回の法律改正を受け、標準契約約款の改正について早急に検討していただきたい。</p>	<p>令和7年1月以降、約款改正に向けた検討を開始予定です。</p>

※ とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。